

特別徴収事務取扱要領

愛媛県大洲市

1. 指定直後の事務処理

- (1)「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」の圧着された部分を開封しないよう各納税者（従業員等）に交付してください。納税者が退職、休職、転勤等のため交付できないときは、その旨を決定通知書（納税義務者用）の余白に記入して直ちに返送してください。
- (2)税額やその他記載事項の誤りを発見された場合は連絡してください。

2. 月割額の徴収方法

- (1)同封の「令和5年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」の月割額欄により、「6月分」の月割額を6月に支払う給与から徴収してください。以降翌年の5月まで毎月給与を支払う際に順次徴収してください。
- (2)特別徴収税額を通知した後にその税額を変更する理由が生じたときは、変更通知書を送付しますので、それに基づいて徴収してください。また、「特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」を各納税者へ交付してください。
税額変更後に新しく納入書は送付しません。当初送付した納入書を修正してお使いください。※修正方法は別紙参照

3. 月割額の納期限

各納税者から徴収した月割額の合計額を「個人市民税・県民税納入書」により月割額を徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。

4. 指定金融機関等

- (1)納入書の裏面に記載している各金融機関等で納めることができます。
- (2)四国外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、希望する郵便局へ「指定通知書」の提出をする必要があります。郵送しますので大洲市役所税務課までお問い合わせください。前年度までに利用している郵便局は本年度も引き続き利用できるため、新たに提出する必要はありません。

5. 退職または転勤等による異動

特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）に記載されている納税者に、退職等の異動があった場合は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要事項を記入の上、速やかに提出してください。
なお、用紙については、大洲市公式ホームページよりダウンロードできます。

※異動届の提出がない場合あるいは遅延した場合には、納税者が一度に多額の税額を負担することになり、また、特別徴収義務者についても事情不明のまま後日に督促等でご迷惑をおかけすることがありますので、異動届は異動月の翌月10日までに必ず提出してください。

6. 一括徴収について

6月1日から12月31日までの間に退職、休職される方で、以後徴収できない残税額を本人の申し出によって一括徴収できます。なお、**翌年の1月1日以降退職される方については、特別徴収の継続の希望がない場合、本人の了解を得なくても一括徴収が義務づけられています。**
(給与または退職手当等の金額が残税額を超えている場合に限りです。)

7. 中途入社等により新規に特別徴収をする場合

年度途中での入社等の理由により、普通徴収から特別徴収への切替を希望される場合は、「市民税・県民税特別徴収への切替申請書」を提出してください。なお、用紙については、大洲市公式ホームページよりダウンロードできます。

8. 退職所得に対する市・県民税の納入方法

納入書の退職所得分の欄に、退職所得に対する市・県民税の所得割額を記入してください。※詳細は別紙参照

9. 特別徴収税額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかった場合は、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じその税額(税額に1,000円未満の端数金額があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に対し年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金に加算されます。

なお、督促状を発した場合に督促手数料100円も加算されますので合わせて納入してください。

10. 社名、所在地の変更などがあつた場合

「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。なお、用紙については、大洲市公式ホームページよりダウンロードできます。

11. 給与所得以外の所得について

給与所得以外の所得について申告時に普通徴収を希望されなかった納税者は、普通徴収への変更はできません。

12. 不服申立てについて

通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対して裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

13. 光ディスクによる給与支払報告書等の情報交換について

給与支払報告書の提出及び特別徴収税額決定通知書の送付について、光ディスクにより情報交換することができます。光ディスクでの情報交換を希望する場合は、申請書を提出いただく必要がありますので、下記までご連絡ください。

14. 特別徴収税通知の電子送付について

平成30年度よりeLTaxを通じて特別徴収の税額決定通知書(特別徴収義務者用)の電子送付を開始しております。令和4年分給与支払報告書をeLTaxで提出し、電子データでの受け取りを希望した事業所が対象です。なお、変更通知書につきましては、従来どおり書面で送付します。

15. 個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載について

平成29年度から特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)に納税者の個人番号と特別徴収義務者の法人番号又は個人番号を記載することとされていましたが、平成30年度以後、書面により送付する場合には、当面、記載をしないこととなりました。(地方税法施行規則第2条第2項、第3項)

【お問い合わせ先】
〒795-8601 大洲市大洲690番地の1
大洲市役所 税務課 市民税係
TEL 0893-24-1711
(内線129、130、131、132)

【大洲市公式ホームページ】
<http://www.city.ozu.ehime.jp/>